

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		外	人 -	外	千円 -
			24,290		1,784,100,429
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		678		19,431,593
	債 務 控 除 額		12,848		158,065,192
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		4,153		13,312,935
課 税 価 格			24,365		1,658,779,766
相 続 税 額	算 出 税 額		24,131		234,267,590
	2 割 加 算 額		2,388		3,358,457
	計	実	24,131		237,626,047
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		1,221		765,626
	配 偶 者		3,900		50,396,886
	未 成 年 者		177		52,377
	障 害 者		660		787,253
	相 次 相 続		1,007		1,980,853
	外 国 税 額		1		3,996
	計	実	6,537		53,986,993
差 引 税 額			20,666		183,639,055
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			217		1,307,764
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額			-		-
小 計			20,632		182,331,292
農 地 等 納 税 猶 予 額			271		4,802,291
株 式 等 納 税 猶 予 額			16		508,901
山 林 等 納 税 猶 予 額			-		-
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額			-		-
申 告 納 税 額	納 付 税 額		20,577		177,222,285
	還 付 税 額		84		202,183
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			-		-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			8,591		689,880,000

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 22 年 分	23, 174	1, 496, 027, 577	193, 153, 971	51, 526, 220	19, 698	135, 523, 170	75	226, 780	7, 838
平成 23 年 分	23, 790	1, 609, 101, 378	235, 759, 336	57, 708, 529	20, 106	172, 844, 687	83	239, 329	8, 165
平成 24 年 分	23, 978	1, 552, 602, 679	203, 884, 412	49, 492, 317	20, 318	147, 767, 546	86	196, 700	8, 289
平成 25 年 分	23, 992	1, 556, 469, 197	209, 002, 784	45, 363, 281	20, 336	158, 167, 351	84	159, 515	8, 327
平成 26 年 分	24, 365	1, 658, 779, 766	237, 626, 047	53, 986, 993	20, 577	177, 222, 285	84	202, 183	8, 591

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
岐 阜 北	793	51,986,760	657	4,159,169	284
岐 阜 南	543	33,616,333	456	2,816,915	199
大 垣	534	39,544,526	443	4,279,313	204
高 山	128	6,872,425	106	419,307	46
多 治 見	252	14,029,376	203	858,012	91
関	241	12,853,168	195	653,840	86
中 津 川	87	3,687,682	68	105,336	32
岐 阜 県 計	2,578	162,590,270	2,128	13,291,891	942
静 岡	837	62,980,478	721	8,122,906	287
清 水	412	26,980,750	354	3,075,283	140
浜 松 西	965	59,822,595	832	5,651,818	334
浜 松 東	461	24,142,876	378	1,543,929	161
沼 津	733	50,279,999	618	4,261,229	257
熱 海	150	13,582,345	127	1,863,831	59
三 島	331	21,321,176	277	1,804,136	131
島 田	211	9,903,177	174	457,714	66
富 士	608	43,071,676	519	5,348,292	209
磐 田	285	14,693,729	241	1,144,929	104
掛 川	227	10,726,319	176	563,910	73
藤 枝	323	18,267,638	271	1,351,153	113
下 田	71	4,163,857	65	337,675	30
静 岡 県 計	5,614	359,936,615	4,753	35,526,804	1,964
千 種	831	74,362,252	722	10,711,198	293
名 古 屋 東	216	24,817,119	189	5,378,441	75
名 古 屋 北	591	41,855,959	514	4,334,871	222
名 古 屋 西	751	54,572,871	641	6,801,248	265
名 古 屋 中 村	362	30,278,834	316	4,236,670	135
名 古 屋 中	241	19,362,452	203	2,399,156	90
昭 和	1,477	128,864,648	1,269	19,171,683	503
熱 田	841	69,878,837	723	10,195,571	300
中 川	500	39,584,380	432	5,133,203	177
豊 橋	1,365	80,676,377	1,148	6,378,739	455
岡 崎	726	49,099,919	613	4,942,335	253
一 宮	834	50,660,345	701	4,390,869	291
尾 張 瀬 戸	334	21,891,208	280	2,896,420	111
半 田	1,015	60,279,519	861	5,761,181	345
津 島	561	35,282,696	456	2,890,773	208
刈 谷	1,283	88,928,391	1,067	9,000,600	435
豊 田	836	51,221,530	695	5,021,612	274
西 尾	425	22,870,650	366	1,661,879	145
小 牧	1,278	81,139,273	1,075	7,459,658	458
新 城	49	3,423,014	44	262,671	19
愛 知 県 計	14,516	1,029,050,274	12,315	119,028,775	5,054
津	242	16,107,267	204	1,154,954	105
四 日 市	491	32,908,140	409	3,290,236	183
伊 勢	176	10,562,518	150	723,387	68
松 阪	183	10,572,967	150	814,806	65
桑 名	222	16,992,323	189	1,994,785	79
上 野	94	5,855,400	79	497,384	38
鈴 鹿	217	12,425,849	176	823,367	82
尾 鷲	32	1,778,143	24	75,896	11
三 重 県 計	1,657	107,202,607	1,381	9,374,815	631
総 計	24,365	1,658,779,766	20,577	177,222,285	8,591

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 24,388	千円 1,653,989,069	人 20,574	千円 176,505,452	人 8,591
	修正申告による増差額	561	8,116,967	866	1,540,717	410
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	202 △	3,436,984	305 △	828,380	146
	決 定 額	1	110,714	1	4,495	1
	計	実 24,365	1,658,779,766	実 20,577	177,222,285	実 8,591
過年分	申 告 額	576	25,834,087	489	1,480,537	269
	修正申告による増差額	2,967	35,572,850	4,130	6,762,999	1,666
	更正による増差額	3	5,444	3	420	2
	更正等による減差額	766 △	10,532,300	1,035 △	3,236,356	477
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,264	50,880,081	実 5,583	5,007,599	実 2,123
合 計	申 告 額	24,964	1,679,823,156	21,063	177,985,988	8,860
	修正申告による増差額	3,528	43,689,817	4,996	8,303,716	2,076
	更正による増差額	3	5,444	3	420	2
	更正等による減差額	968 △	13,969,284	1,340 △	4,064,735	623
	決 定 額	1	110,714	1	4,495	1
	計	実 28,629	1,709,659,847	実 26,160	182,229,884	実 10,714

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 174	千円 24,413	人 115	千円 66,333	人 34	千円 84,578
過 年 分	2,773	414,405	398	130,366	323	701,080
合 計	2,947	438,818	513	196,699	357	785,658

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	2,141	181,542,581	3,319,856	1,237,675	2,644,953	5,029
1 億 円 超	4,232	583,164,465	6,060,873	5,164,777	25,735,896	13,438
2 "	1,124	272,291,221	2,685,633	2,529,064	25,904,459	3,785
3 "	723	274,284,086	2,829,059	1,799,457	40,044,628	2,457
5 "	200	116,860,074	691,943	1,039,402	22,195,799	713
7 "	99	81,360,803	567,194	445,059	17,754,937	363
10 "	55	72,846,214	464,402	430,382	20,040,171	185
20 "	8	20,555,086	646,115	333,187	6,067,553	28
30 "	5	18,846,499	-	94,538	6,541,214	22
50 "	1	6,794,589	-	4,200	1,677,613	4
70 "	3	25,443,451	1,900,392	66,760	7,898,228	9
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	8,591	1,653,989,069	19,165,466	13,144,501	176,505,452	26,033

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階 級	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
1 億 円 以 下	13	399	762	762	205	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	14	265	908	1,554	1,025	312	97	29	10	12	4	2
2 "	2	66	178	414	311	90	37	15	6	2	-	3
3 "	2	25	127	257	202	83	18	5	1	1	1	1
5 "	-	10	30	70	51	28	3	5	2	-	-	1
7 "	-	4	10	33	30	15	4	3	-	-	-	-
10 "	-	-	12	18	19	5	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	2	1	4	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	3	-	-	1	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	31	769	2,029	3,113	1,851	534	160	58	19	15	5	7

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数		取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	実	人 2,668	千円 63,056,193
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		3,456	96,162,816
	宅地（借地権を含む。）		7,996	518,466,269
	山林		1,953	9,010,442
	その他の土地		3,067	92,349,996
	計		8,147	779,045,715
家屋、構築物			7,733	97,995,486
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	実	1,248	2,771,615
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		173	570,050
	売掛金		317	1,047,837
	その他の財産		661	3,256,440
	計		1,680	7,645,942
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	1,440	70,525,274
	同上以外の株式及び出資		6,060	118,567,407
	公債及び社債		1,720	28,853,857
	投資・貸付信託受益証券		2,803	55,241,093
	計		7,017	273,187,631
現金、預貯金等			8,563	433,509,226
家庭用財産			5,776	2,349,369
その他の財産	生命保険金等	実	2,287	58,823,915
	退職手当金等		521	24,025,758
	立木		544	829,744
	その他の		7,534	101,812,854
	計		7,767	185,492,270
合計		実	8,589	1,779,225,641
相続時精算課税適用財産価額			480	19,165,466
債務等	債務	実	7,760	138,753,559
	葬式費用		8,415	18,792,980
	計		8,528	157,546,540
差引純資産価額			8,591	1,640,844,568
暦年課税分贈与財産価額			2,291	13,144,501
課税価額			8,591	1,653,989,069

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。